

証明書偽造を見破る術

－ 本人確認資料の原本確認の対応 －



Bell Computer System

株式会社ベルコンピューターシステム

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） **PickUp①**

[No.1-51] 死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

・デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。

[No.1-55] 健康保険証との一体化

・マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載を踏まえ、2025年9月頃を目途に、環境の整った医療機関からスマートフォンでもマイナ保険証の利用を可能とした上で、国民が利用できる環境整備を行う。

[No.1-57] 運転免許証との一体化

・2025年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化、マイナンバーカードとの一体化による住所変更手続のワンストップ化、住所地以外での迅速な経由更新及びオンラインによる更新時講習の円滑な運用を実現する。
スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証については、デジタル庁が整備中の各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムの活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携して当該システムの整備状況を踏まえつつ、極力早期の実現を目指す。

[No.1-58] 在留カードとの一体化

・マイナンバーカードと在留カードの一体化について、2024年通常国会において出入国管理及び難民認定法等一部改正法が成立した。マイナンバーカードと在留カードの一体化について、改正法の公布後2年以内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。

[No.1-69] 遺言制度のデジタル化

・現行の自筆証書遺言では、全文、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされ、パソコン等を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解され、デジタル化に対する対応が今後の課題である。



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） PickUp②

[No.1-70] マイナンバーカードのスマートフォン搭載

- ・スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年5月にAndroid端末への搭載を開始しており、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末については、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）を含め、搭載実現に向けた取組を進める。
 - iPhone端末への電子証明書及び基本4情報等のスマホ搭載の2025年春の実現
 - Android端末への基本4情報等のスマホ搭載の2026年秋ごろの実現

[No.1-71] 犯収法等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び対面本人確認方法の IC チップ読み取りの義務化

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。
- また、**対面の本人確認方法においてもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付けるための取組を進める。**

具体的な目標：

犯収法、携帯電話不正利用防止法における**非対面の本人確認方法**の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2026年4月1日）

対面の本人確認方法の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2027年4月1日）

【デジタル庁】「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

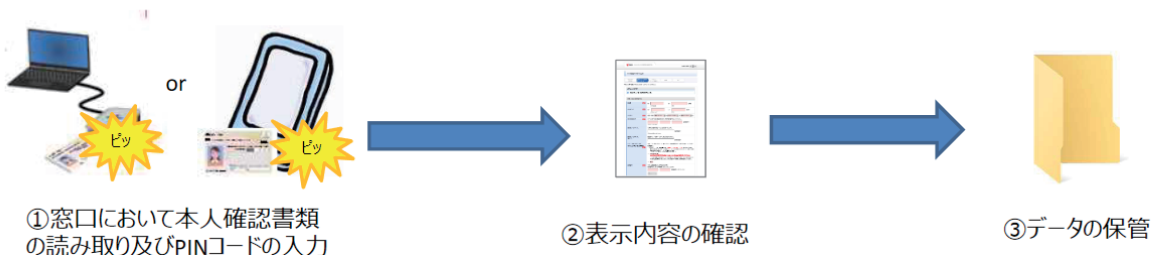
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

<従来>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

<デジタル化・厳格化後>

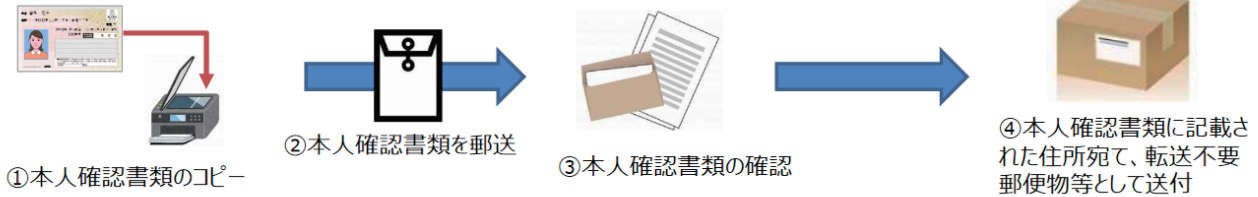


- 偽造困難なICチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

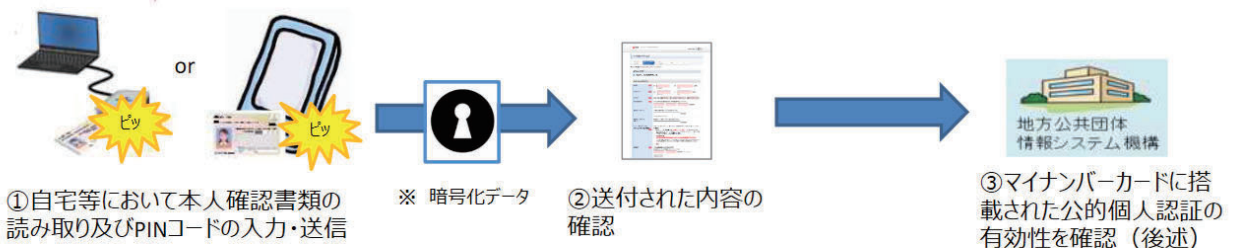
本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

<従来（主な例）>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手續に時間がかかる。

<デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）>



- 偽造困難なチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものを確認できる）。
- 一連の手續を即時に行うことができる。

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

犯収法・古物営業法	ホ	ヘ	ト	ワ	チ
	セルフイ + 本人確認書類の撮影	セルフイ + 本人確認書類のICチップ読み取り	本人確認書類の撮影 / ICチップ読み取り + 銀行協会等	マイナンバーカードによる公的個人認証サービス (JPKI)	本人確認書類の撮影 + 顧客宛に転送不要郵便送付
携帯電話不正利用防止法	ハ	ニ	対応方式無し	チ	対応方式無し
	セルフイ + 本人確認書類の撮影	セルフイ + 本人確認書類のICチップ読み取り		マイナンバーカードによる公的個人認証サービス (JPKI)	



1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について



カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設について

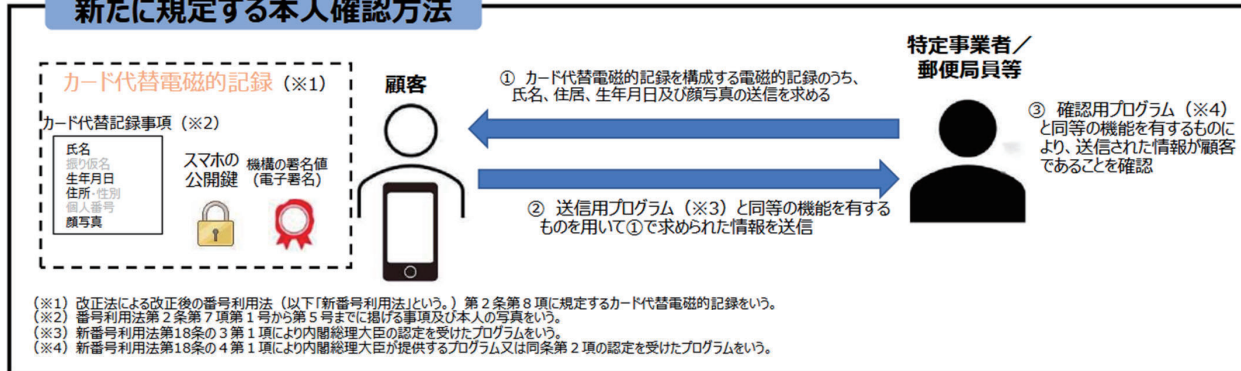
犯収法施行規則の主な改正事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正（※1）により、**個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）をスマートフォンに搭載**できることになったことを踏まえ、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法を新たに規定するもの（※2）。

（※1）情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）によるもの。

（※2）本人の顔写真が表示されている個人番号カードの交付を受けている者に限る。

新たに規定する本人確認方法



その他の改正事項

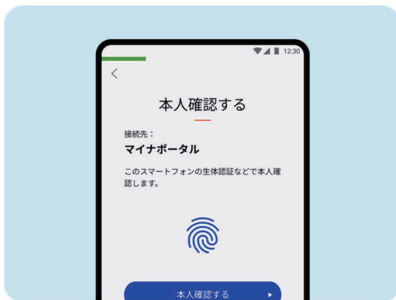
上記の本人確認方法の新設に伴い、確認記録の作成方法について、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録に係る情報又はその写しを確認記録に添付する方法を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

※「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について（令和7年5月9日）
<https://www.npa.go.jp/news/release/2025/20250509.html>

1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

Androidスマホ用電子証明書搭載サービス

マイナンバーカードの電子証明書をAndroid端末に



お知らせ

2025年6月6日 本ページを公開しました

iPhoneのマイナンバーカード

マイナンバーカードをあなたのiPhoneの中に



最新のマイナンバー Portal アプリを使って追加



お知らせ

2025年6月24日 [「iPhoneのマイナンバーカード」の提供を開始しました](#)

2025年6月6日 [2025年6月24日から「iPhoneのマイナンバーカード」を開始予定です](#)

【デジタル庁】 民間事業者向けマイナンバーカード活用情報（令和7年6月24日）
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business>

2) マイナンバー（個人番号）カードについて マイナンバーカードと運転免許証の一体化

免許証は選べる3タイプ



※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

? 一体化のための手続きは？

運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

? 免許情報の確認はどうするの？

専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、**令和7年3月24日（月）**に全国で運用開始となります。以下の3つの免許証の持ち方が可能になります。

- ① 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆる**マイナ免許証のみ**を保有すること
- ② マイナ免許証と運転免許証の**双方**を保有すること
- ③ 従来の**運転免許証のみ**を保有すること

※自動車等の運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

マイナ免許証に記録される情報は

- マイナ免許証の番号
- 免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日
- 免許の種類
- 免許の条件に係る事項
- 顔写真

等があり、マイナ免許証のICチップに記録されます（マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。）。

【警察庁】令和4年改正道路交通法（マイナンバーカードと運転免許証の一体化・オンライン更新時講習）
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
 - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
 - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続きは地方入管、マイナンバーカードに関する手続きは市町村の窓口となっており、在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの**手続場所へ赴く必要あり。**

現行在留カード

現行マイナンバーカード

入管法

1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）
 - 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
 - 義務ではなく、一体化しないことも可能。
2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続
 - 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居届届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。
※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口
3. 券面・有効期間
 - 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
※その他はICチップに記録
 - 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。
4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）

Q. 特定在留カード等の交付は、いつから始まりますか？
A. 公布日（令和6年6月21日）から起算して2年以内に施行されることとなっています。



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

【国民健康保険証】

- ・2023年（令和5年）5月より、一体化開始
- ・2024年12月2日、紙の国民健康保険証廃止

【運転免許証 (IC)】

※運転経歴証明書は含む

- ・2025年（令和7年）3月24日より、運転免許証情報の一体化が任意で始まり、運転免許証に記載されている（12ケタの免許番号、有効期限、氏名、生年月日、交付年月日、取得した免許の種類、本籍などの情報をマイナンバーカードのICチップに記録）
- ・令和4年3月4日、道路交通法の改正案が閣議決定

【在留カード (IC)】

- ・2025年度（令和7年）内、に一体化したカードの交付を目指す。
- ・令和4年6月14日、政府の関係閣僚会議で決定

【本人・原本確認者：対面確認ソフト（スマホアプリ）】

- ・スマホへアプリをインストール
- ・対応スマホでマイナンバーカードを読み取り
- ・券面に表記されている「生年月日」「有効期限」「セキュリティコード」とマイナンバーカードのICチップを利用して原本確認を実施します。



原本確認

一体化と偽造抑止



モバイル化



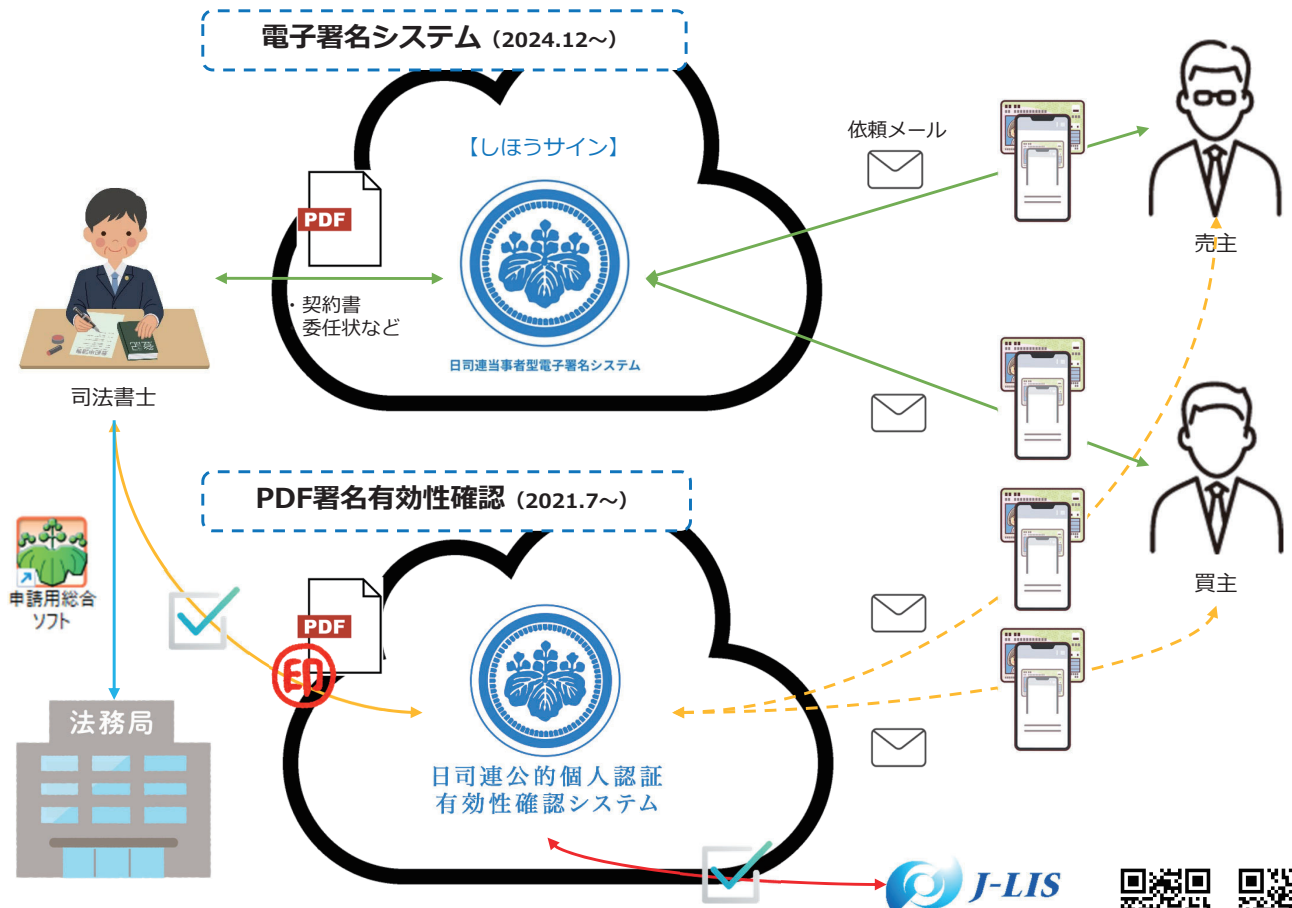
【利用者本人：スマホ用電子証明書 搭載サービス】

- ・マイナポータルアプリ（2025.1時点ではAndroidOSのみ対応・2025年春iPhone対応予定）
- ・スマホへアプリをインストール
- ・対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り
- ・マイナンバーカードの情報をスマホへ登録
- ・「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」をスマホ用に発行し、登録する。
- ・非対面の本人確認を行う際には利用できるが、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用（対面により券面を相手方に提示）と同等の利用はできません。



2) マイナンバー（個人番号）カードについて

完全オンライン申請可能に！？



4) パスポート (旅券)



※SPECIMEN : 試供品



旧パスポート	新パスポート (2020年2月4日以降発行)
【所持人記載欄】有	【所持人記載欄】無
→氏名	・緊急連絡先
→現住所	→氏名
→電話	→住所
事故の場合の連絡先 (Phone)	→電話
→氏名	【本人確認】 新しいパスポートには所持人記載欄が無い ため本人確認資料として使用できない金融 機関等が多い。 取り扱い注意。
→住所	
→電話	
→本人との関係	

6) コンビニ交付証明書について

スクランブル画像の確認の流れ

- インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。
- お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。
- 問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。
- 証明書おとも面と暗号解除後画像を比較し、暗号を解除した画像が画面に表示されます。証明書のおとも面と見比べてご確認ください。

【確認2】 原本性の確認

※コンビニエンスストアで発行される証明書に使われる用紙は一般的なコピー用紙になっています。よって、原本を両面コピー (カラー) でとられてしまうと、【確認1】の方法では原本かどうかは判断できません。ここで、裏面の「偽造防止検出画像」の部分に赤外線ライトを当てPC若しくはディスプレイに表示させることで特殊な印刷がされている部分に「証」という文字が浮き上がります。当然、原本をコピーした用紙の「偽造防止検出画像」部分に赤外線ライトを当てても何も表示されません。

「偽造防止検出画像」に赤外線ライトを当て、画像の確認をします。

浮き上がります。

原本の場合には「偽造防止検出画像」の部分に「証」という文字が浮き上がります。

利用できる市区町村

お住まいの市区町村または本籍地がコンビニ交付サービスを提供しているかを確認できます。都道府県、市区町村を選択し、検索してください。

市区町村名:	利用できるカード	提供店舗
中国・四国	マイナンバーカード <input type="checkbox"/>	セブン-イレブン・ジャパ <input type="checkbox"/>
九州・沖縄	住基カード <input checked="" type="checkbox"/>	株式会社ローソン <input type="checkbox"/>
近畿	発行可能な証明書	株式会社ファミリーマート <input type="checkbox"/>
	住民票の写し <input type="checkbox"/>	株式会社セイコマート <input type="checkbox"/>
	住民票記載事項証明 <input checked="" type="checkbox"/>	イオンリテール株式会社 <input type="checkbox"/>
	印鑑登録証明 <input type="checkbox"/>	株式会社エコープ鹿児島 <input type="checkbox"/>
	香典控証明 <input type="checkbox"/>	ミニストップ株式会社 <input type="checkbox"/>
	戸籍 <input type="checkbox"/>	株式会社ポプラ <input type="checkbox"/>

マイナンバーカード・住基カードの対応状況が分かります。

< 利用できる市区町村 >



7) アプリの活用

- ・ IDリーダー (LibJeID)
- ・ マイナンバーカード対面確認アプリ
- ・ マイナ免許証読み取りアプリ
- ・ 利用者クライアントソフトのダウンロード・JPKI利用者ソフト
- ・ 在留カード等読取アプリケーション
- ・ 在留カード等番号失効情報照会
- ・ 利用できる市区町村
- ・ 運転免許証番号のヒミツ(Free みんなの便利帳)
- ・ 券面事項表示ソフト



Bell Computer System

株式会社ベルコンピューターシステム

〒362-0066
埼玉県上尾市領家118-8
TEL : 048-783-1231
URL : <http://www.bell-com.biz>
Mail : shu@bell-com.biz